

埼玉県西部福祉事務所社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等
審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等の整備及び整備に対する補助金交付事務及び介護老人保健施設等整備事務の適正化を図るため、埼玉県西部福祉事務所社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関する事。
- (2) 社会福祉施設等の整備及び整備に対する補助金に関する事。
- (3) 介護老人保健施設及び介護医療院の整備に関する事。
- (4) その他社会福祉法人、社会福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に関し必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 介護保険・施設整備担当部長
- (4) 生活保護担当部長
- (5) 地域福祉担当部長

2 委員会の委員長は、所長の職にある者をもって充てる。副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(審査等)

第4条 委員会は、第2条(1)の事項にあつては、関係法令並びに社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人審査要領等に基づき審査を行うものとする。

2 委員会は、第2条(2)及び(3)の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び埼玉県社会福祉法人認可等審査要領等に基づき審査を行うものとする。

3 委員会は、第2条（4）の事項にあつては、前2項の規定を準用する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、審査に際し、必要な職員を出席させることができる。

（関係者の説明）

第6条 委員長は、審査のために必要があると認めるときは、法人代表者（設立代表者を含む。）等関係者を委員会へ出席させ、説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、介護保険・施設整備担当において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。